

総務 常任委員会



総務常任委員会

地方自治法の一部が改正されたことに基づく引用字句、条項等について、所要の改正をするもの。

〈議案第3号〉

矢吹町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

本案も、一般社団、財団法人に関する法律及び公益社団、財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等から、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部が改正されたことに基づく引用字句等について所要の改正をするもの。

〈議案第7号〉

矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

本案は、国民健康保険被保険者が刑務所、少年院その他これらに準ずる施設に拘禁された場合による療養費の給付制限から、これらの被保険者に対する国民健康保険税の減免規定を設けるため、所要の改正をするもの。

〈議案第11号〉

矢吹町公の施設の利用の特例に関する条例

本案は、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づく関係市町村による公の施設の相互利用に関する協定の実施に当たり、所要の事項について定めるもの。

〈議案第13号〉

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

本案は、学校教育法の一部改正に伴い、当該法律の条項内容を引用する関係条例について、所要の改正をするもの。

〈議案第16号〉

公の施設の相互利用に関する協議について

本案は、白河市、西郷村、泉崎村、中島村及び矢吹町の構成市町村による公の施設の相互利用に関する協定の締結に当たり、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

議案第2号、3号、7号、11号、13号、16号は、審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

文教厚生 常任委員会



文教厚生常任委員会

委員長 角田 秀明
副委員長 吉田 伸
委員 永沼 義和
藤井 精七
青山 英樹

者に養育される児童については、町の行う医療費の一部助成の対象から除外するため、所要の改正をするもの。

〈議案第6号〉

矢吹町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例

本案は、障害者自立支援法の施行に伴い、関係施設等に入所等する者など援護の実施期間が施設等に入所等する前の住所地の市町村となることから、町が行う重度心身障害者医療費の給付についても、関係する施設等の入所直前に本町に住所を有していた者を給付の対象とするため、所要の改正をするもの。

〈議案第5号〉

矢吹町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

本案は、国による困難な養育状況にある子供や家族に対する支援の強化から、児童福祉法の一部改正により新たに創設された小規模住居型児童養育事業を行う

〈議案第8号〉

矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例

本案は、介護保健法及び同法施行令の規定に基づき、矢吹町における第4期介護保険計画に伴う第1号被保険者の介護保険料を定める

とともに、併せて激変緩和による軽減措置を講ずるため、所要の改正をするもの。
 挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

〈議案第12号〉

矢吹町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

本案は、介護報酬改定等による介護従事者の処遇改善に伴い、平成21年度からの計画期間における介護保険料の急激な上昇分を抑制し、被保険者の負担軽減から交付される特別交付金を管理運営するため、基金を設置するもの。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

〈請願第1号〉

物価に見合う年金引き上げについて意見書の提出を求める請願書

本件は、国の関係機関に、物価上昇に見合う年金の引き上げや低年金者等の年金の上乗せについて意見書の提出を求めるもの。

挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり採択すべきものと決しました。

〈請願第2号〉

介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める国への意見書を提出する請願書

本件は、国の関係機関に、介護報酬の引き上げなど介護労働者の処遇改善や介護保険に対する国の負担の増額によって保険料の引き下げを行うことについて意見書の提出を求めるもの。
 挙手採決の結果、賛成少数により、不採択にすべきものと決しました。

産業建設
常任委員会



産業建設常任委員会

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 諸根 重男 |
| 副委員長 | 鈴木 隆司 |
| 委員 | 根本 信雄 |
| 〃 | 栗崎千代松 |
| 〃 | 熊田 宏 |

〈議案第9号〉

矢吹町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づき準則を定める条例の一部を改正する条例

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づいた福島県県南地域基本計画の重点区域に、新たに「矢吹ハイウェイパーク」の追加編入が同意されたことから、当該地域を工業団地等による工場の新増設等に対し、法律に定める緑地及び環境施設の面積比率を半減する区域に加えるため、所要の改正をするもの。

〈議案第15号〉

矢吹町道路線の認定について

本案は、道路法第8条第2項の規定により、寄附申込みを受けた小松26号線及

び滝八幡7号線、そして国営限戸川土地改良事業により暗渠化された羽島幹線用水路を敷地とする八幡町、善郷内線について、町道として整備するため、それぞれ町道に認定するもの。
 議案第9号、15号は審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

〈陳情第1号〉

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について

本件は、国県関係機関に、福島県の最低賃金を一般の労働者の賃金水準、産業、経済実勢に見合った水準への賃金引き上げと、その早期発効について意見書の提出を求めるもの。
 挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり採択すべきものと決しました。

〈陳情第2号〉

雇用を守る緊急対策及び労働法改正を求める意見書提出の陳情について

本件は、国の関係機関に、労働者派遣法改正案の早期成立、非正規雇用労働者に対する雇用保険の加入緩和

第347回臨時議会

〈議案第1号〉

平成20年度矢吹町一般会計補正予算(第6号)

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1381万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億3451万3千円とするもの。
 歳入の主なものは国庫支出金3億1227万9千円、県支出金151万3千円の増額など。歳入の主なものは、定額給付金給付2億9907万5千円、子育て応援特別手当給付1322万6千円、緊急雇用創出事業151万3千円の増額など。
 全議員、異議なく原案のとおり可決しました。

や給付日数の延長、また実効ある景気回復策はもとより雇用の安定、創出策などを講ずることについて意見書の提出を求めるもの。
 審査に入り、全委員異議なく、原案のとおり採択すべきものと決しました。